

議案第95号

尾三消防組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定に基づき、関係地方公共団体の協議により、令和3年4月1日から尾三消防組合同規約を変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、尾三消防組合の構成市町が負担する分担金の割合について変更するため必要があるからである。

尾三消防組合規約の一部を変更する規約

尾三消防組合規約（昭和46年12月1日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

第11条第2項を次のように改める。

2. 前項の分担金は、次に定めるところによって算出した額の合計額により組合市町が負担する。
 - (1) 分担金の総額の100分の30の額を組合市町均等の割合で算出した額
 - (2) 分担金の総額の100分の25の額を組合市町のそれぞれの前年の10月1日現在における面積の割合で算出した額
 - (3) 分担金の総額の100分の25の額を組合市町のそれぞれの前々年の12月31日以前3年間の救急出場件数の割合で算出した額
 - (4) 分担金の総額の100分の20の額を組合市町のそれぞれの前年度の普通交付税の算定に用いる消防費に係る基準財政需要額の割合で算出した額

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行し、この規約による変更後の尾三消防組合規約第11条第2項の規定は、令和3年度分の分担金から適用する。

議案の概要

1 変更理由

尾三消防組合（以下「組合」という。）の構成市町が負担する分担金の割合について変更する必要があるからである。

2 変更内容

経費支弁の方法について、組合の構成市町が負担する分担金の算出割合を次のとおり定めること。（第11条関係）

- (1) 組合市町均等の割合 100分の30
- (2) 組合市町の面積の割合 100分の25
- (3) 組合市町の救急出場件数の割合 100分の25
- (4) 組合市町の消防費に係る基準財政需要額の割合 100分の20

3 施行期日等

令和3年4月1日から施行し、変更後の規定は、令和3年度分の分担金から適用すること。